○農林水産省告示第千五十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十二年七月十三日

農林水産大臣　山田　正彦

一　解除に係る保安林の所在場所　鹿児島県肝属郡肝付町波見字平石ノ向へ三五五二の一二

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　解除の理由　土地改良事業用地とするため

○農林水産省告示第千五十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十二年七月十三日

農林水産大臣　山田　正彦

一　解除に係る保安林の所在場所　鹿児島県薩摩郡さつま町求名字搦四二一九の二（国有林）

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第千五十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十二年七月十三日

農林水産大臣　山田　正彦

一　解除に係る保安林の所在場所　鹿児島県曽於市末吉町南之郷字後原畑五二六三の一三、五二六五の四

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第千五十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十二年七月十三日

農林水産大臣　山田　正彦

一　解除に係る保安林の所在場所　鹿児島県大島郡宇検村湯湾（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県庁及び宇検村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十二年七月十三日

農林水産大臣　山田　正彦

一　解除に係る保安林の所在場所　鹿児島県肝属郡肝付町岸良（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県庁及び肝付町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十二年七月十三日

農林水産大臣　山田　正彦

一　解除に係る保安林の所在場所　広島県広島市安芸区瀬野南町字一井木山二五四の二（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を広島県庁及び広島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十二年七月十三日

農林水産大臣　山田　正彦

一　解除に係る保安林の所在場所　広島県広島市安芸区瀬野南町字一井木山二五四の二（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を広島県庁及び広島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十二年七月十三日

農林水産大臣　山田　正彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　鳥取県西伯郡南部町法勝寺字寺ノ上山八八六の二、字カキヒ谷山八九〇の一、八九〇の二、字新荘越山八九二の一、八九二の四、八九三、字備中谷山八九九の一

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　鳥取県西伯郡南部町阿賀字大谷山一三八七、一三九一の一、一三九一の二、一三九二の一、一三九二の二

(二)　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県庁及び南部町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十二年七月十三日

農林水産大臣　山田　正彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　鳥取県八頭郡智頭町大字大呂字下山柿一〇九六の一、字宮サコ一〇九七の一、一〇九八の一、一〇九八の二、一〇九九から一一〇九まで、一一〇〇の一、一一〇〇の二、一一一一

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県庁及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十二年七月十三日

農林水産大臣　山田　正彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　鳥取県八頭郡智頭町大字福原字才ノ元上へ三九一の一、三九二、字下田上三九三の一、三九五

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県庁及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十二年七月十三日

農林水産大臣　山田　正彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　鳥取県鳥取市福部町久志羅字榎山七〇六の一、福部町左近字空山一〇三六の一、一〇三七、一四四三の一、字木戸口一四五二の三

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備